

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 第一条関係

(傍線部は、改正部分)

別表(第二条関係)		新		別表(第二条関係)		旧			
項	44 ~ 1	45	50 ~ 46	51	項	44 ~ 1	45	50 ~ 46	51
事務	(略)	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「施行令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1~9 (略) 10 法第六十九条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査(地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局に係るものを除く。) 11・12 (略) 13 法第七十二条の二の二、第七十二条の四、第七十二条の五第一項及び第七十三条の規定による命令(卸売販売業者、薬種商販売業者又は再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。) 14~20 (略)	(略)	(略)	事務	(略)	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「施行令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1~9 (略) 10 法第六十九条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査 11・12 (略) 13 法第七十二条の四、第七十二条の五第一項及び第七十三条の規定による命令(卸売販売業者、薬種商販売業者又は再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。) 14~20 (略)	(略)	(略)
市町村	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村	(略)	(略)	(略)	(略)

				新	
88	87	86	85 ~ 52		
(略)	<p>2 法第二十九条第十三項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>3 法第二十九条第十五項の規定による命令</p> <p>4 法第二十九条第十六項の規定による命令</p> <p>5 法第二十九条第十七項の規定による公示</p>	<p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二）以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧</p> <p>3 23 (略)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十四条第六項及び第十四条の二第八項の規定による指定の取消し</p>	(略)	(略)	(略)
				旧	
88	87	86	85 ~ 52		
(略)	<p>2 法第二十九条第十一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>3 法第二十九条第十三項の規定による命令</p> <p>4 法第二十九条第十四項の規定による命令</p> <p>5 法第二十九条第十五項の規定による公示</p>	<p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二）以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告、公表及び縦覧</p> <p>3 23 (略)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十四条第五項及び第十四条の二第七項の規定による指定の取消し</p>	(略)	(略)	(略)

新	94	93 ~	<p>景観法（平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。）、埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～17（略）</p>	<p>行田市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町</p>
	94	93 ~	<p>景観法（平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。）、埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～17（略）</p>	<p>行田市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町</p>

		新
116 ~ 95		
(略)		
(略)	町、松伏町 町、杉戸 町、宮代 町、寄居 町、上里 町、神川 村、美里 町、東秩父 町、小鹿野 町、皆野 わ町、横瀬 町、ときが	
		旧
116 ~ 95		
(略)		
(略)	町、松伏町 町、杉戸 町、宮代 町、寄居 町、上里 町、神川 村、美里 町、東秩父 町、小鹿野 町、皆野 わ町、横瀬 町、ときが	